

滋賀県税条例の一部を改正する条例の専決について

1 専決理由

地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年2月17日に国会に提出されました。この法律の成立・公布に伴い改正すべき滋賀県税条例の規定のうち平成27年4月1日に施行する規定等について改正するため専決を行おうとするものです。

2 主な専決内容

(1) 個人住民税

ア 都道府県または市区町村に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除（ふるさと納税）に係る特例控除額の控除限度額を個人住民税の所得割額の1割から2割に拡充することとします。（第21条の2関係）

〔例：給与収入700万円で配偶者を扶養している方〕（所得税の限界税率20%、個人住民税所得割額35万円とする）

○5万円寄附した場合

※復興特別所得税を除いて計算しています。

5万円			
収入 70万円 2万円	所得税分	個人住民税分	
		48,000円×20%※ =9,600円	(基本控除額) 48,000円×10% =4,800円

ふるさと納税においては、所得税分（寄附金控除）と個人住民税分（寄附金税額控除）により、寄附金額のうち2,000円を超える額について全額控除できる仕組みとなっています。

しかし、個人住民税分のうち、特例控除額には控除限度額が設けられているため、寄附金額が一定額を超える場合、寄附金額のうち2,000円を超える額の全額を控除しきれないことがあります。そこで、この控除限度額を個人住民税の所得割額の1割から2割に拡充し、これまでの2倍となるよう改正することとします。

○8万円寄附した場合

※復興特別所得税を除いて計算しています。

8万円			
収入 70万円 2万円	所得税分	個人住民税分	
		78,000円×20%※ =15,600円	(基本控除額) 78,000円×10% =7,800円

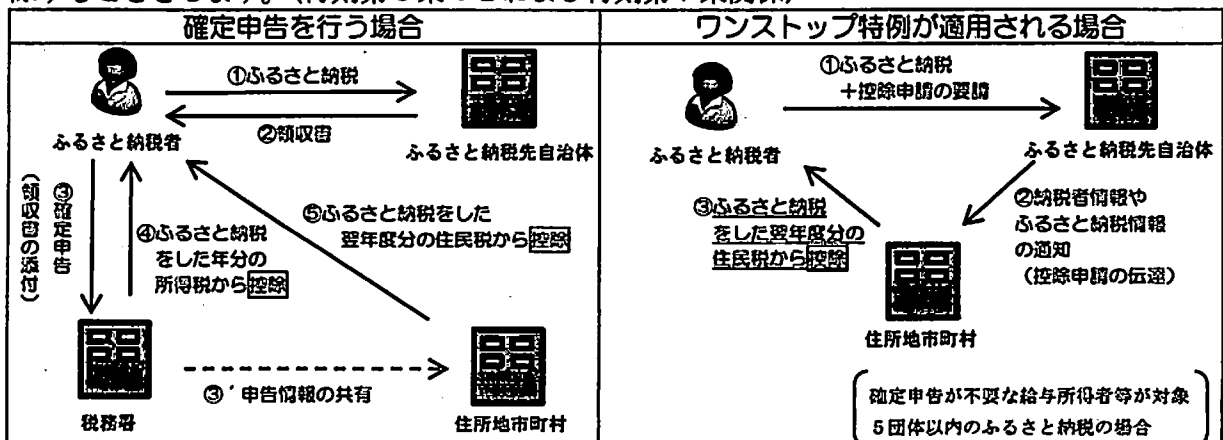
〔現行〕控除限度額：35,000円 (=35万円×10%)

この場合、
現行では、
控除限度額を
超えるこの部分が
控除しきれない。
54,600円
-35,000円
=19,600円

〔改正後〕控除限度額：70,000円 (=35万円×20%)

→改正後は、この場合も寄附金額のうち2,000円を超える額の全額を控除できることとなる。

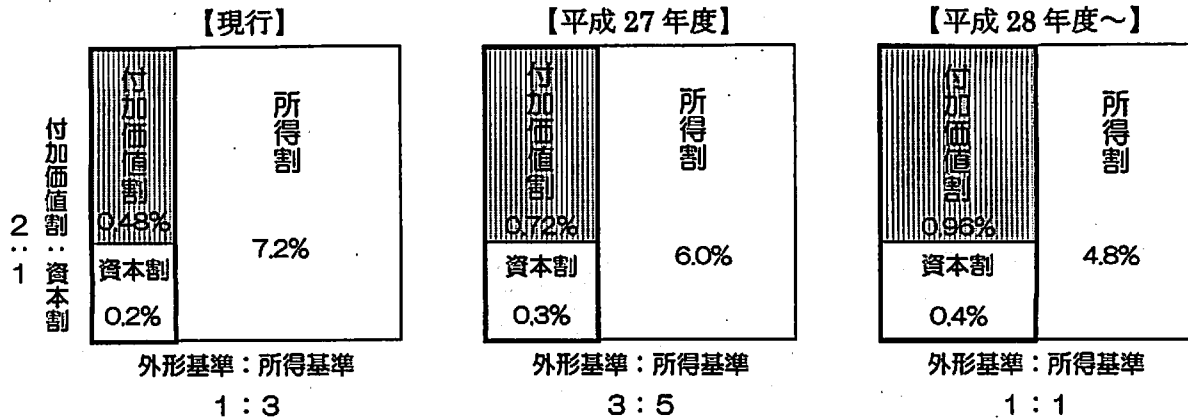
イ 申告手続きの簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）に伴い、この特例が適用される場合には、これまで所得税において控除されていた額についても、個人住民税において税額控除することとします。（付則第6条の2および付則第7条関係）



（注）県民税については、住民税のうちの5分の2となります。

(2) 法人事業税

資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）を、2年間で現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大することとします。（第38条の3および付則第19条関係）



〔例：3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人の場合〕

	税率		
	【現行】	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日 の間に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に 開始する事業年度
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割	7.2%	6.0%	4.8%
(うち地方法人特別税)	(2.9%)	(2.9%)	(2.9%)

※ただし、専決に係る部分は、平成27年度分の改正のみとなります。

(3) 不動産取得税

- ア 住宅および土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年延長することとします。（付則第8条の2関係）
- イ 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長することとします。（付則第9条の2関係）

(4) 自動車取得税

自動車取得税における「エコカー減税」について、平成32年度燃費基準への置き換えを行うとともに、平成32年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ、2年延長することとします。（付則第10条の2の2および付則第10条の2の4関係）

〔例：乗用車〕

【現行】（適用期限 H27.3.31）		→	【改正後】（H27.4.1～H29.3.31）	
内容	対象車		内容	対象車
非課税	電気自動車等	非課税	電気自動車等	
	H27年度燃費基準+20%達成		H32年度燃費基準+20%達成	
80%軽減	H27年度燃費基準+10%達成	80%軽減	H32年度燃費基準+10%達成	
60%軽減	H27年度燃費基準達成	60%軽減	H32年度燃費基準達成	
		40%軽減	H27年度燃費基準+10%達成	
		20%軽減	H27年度燃費基準+5%達成	

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

(5) 軽油引取税

軽油引取税の課税免除の特例措置のうち、以下の4用途について廃止の上、その他について3年延長することとします。(付則第10条の2の6)

〔廃止4用途〕海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業

(6) 狩猟税

有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、以下の軽減措置を平成30年度まで実施することとします。(付則第10条の4および第11条関係)

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ア 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録 | → 課税免除(現行:税率2分の1) |
| イ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録 | → 課税免除(新設) |
| ウ 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者に係る狩猟者登録 | → 税率2分の1(新設) |

3 その他の専決内容

(1) 法人県民税

法人県民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金または資本準備金を欠損のてん補または損失のてん補に充てた金額を控除するとともに、剰余金または利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずることとします。(第29条関係)

(2) 法人事業税

2(2)の措置に伴い、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限り外形標準課税の拡大による負担増額を原則として2分の1に軽減することとします。(改正条例付則第7項、第8項、第9項および第10項関係)

(3) 不動産取得税

ア 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業および事業所内保育事業(利用定員が5人以下)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとします。(第39条の2関係)

イ 社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する不動産について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとします。(第39条の2関係)

ウ 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成29年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとします。(付則第9条関係)

エ 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとします。(付則第8条および付則第9条関係)

- (7) 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置
- (8) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置
- (9) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置
- (10) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置
- (11) 公益社団法人または公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置
- (12) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置および一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置

- Ⓚ 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置
 - Ⓛ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置
- オ 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することとします。
(付則第 8 条関係)

- Ⓜ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置
 - Ⓨ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置
- カ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額の上限を価格の 2 分の 1 に相当する額とした上、その適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとします。(付則第 8 条関係)

(4) 自動車取得税

- ア 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとします。
(付則第 10 条の 2 の 4 関係)

- Ⓛ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置
 - Ⓜ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置
 - Ⓨ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置
- イ 一定のバス等またはトラックのうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、原則として当該取得が平成 29 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、取得価額から 525 万円を控除する特例措置を講ずることとします。(付則第 10 条の 2 の 4 関係)
- ウ 一定のバス等またはトラックのうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、原則として当該取得が平成 29 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、取得価額から 350 万円を控除する特例措置を講ずることとします。(付則第 10 条の 2 の 4 関係)

(5) 軽油引取税

船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品または役務の相互提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、平成 30 年 3 月 31 日までに当該引取りに係る軽油を当該締結国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、軽油引取税を課さないこととします。(付則第 10 条の 2 の 6 関係)

- (6) その他必要な規定の整備を行うこととします。

4 施行期日

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、2(6)イの改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行することとします。